

税務課からの  
お知らせ

平成23年度

# 町・県民税申告受付日時

税務課(本庁舎)受付期間

- ① 2月21日～3月1日
- ② 3月7日～3月15日
- ③ 4月4日～4月8日(所得税の確定申告受付出来ません。)

受付時間

(午前：8時30分～11時30分 午後：1時～5時まで)

東風平庁舎受付期間

3月2日～3月4日(※この期間は本庁受付致しません)

受付時間

(午前：9時～11時30分 午後：1時～5時まで)

※受付期間以外及び閉庁日は受付できません。

※所得税の確定申告は、**2月21日～3月15日**まで上記の日程でのみ受付致します。

## 町・県民税申告 公民館受付日程表

行政区名	受付日	受付時間
小城	2月7日(月)	午前9時～午前11時
伊弉	2月7日(月)	午前9時～午前11時
志多伯	2月8日(火)	午前9時～午前11時
高良	2月8日(火)	午前9時～午前11時
友寄	2月9日(水)	午前9時～午前11時
当銘	2月9日(水)	午前9時～午前11時
世名城	2月10日(木)	午前9時～午前11時
上田原	2月14日(月)	午前9時～午前11時
外間団地	2月14日(月)	午前9時～午前11時 会場：白川ハイツ集会所
第一団地		
白川ハイツ	2月15日(火)	午前9時～午前11時 会場：外間公民館
外間高層		
屋宜原	2月15日(火)	午前9時～午前11時 会場：屋宜原公民館
屋宜原団地		
東風平	2月16日(水)	午前9時～午後3時
大倉ハイツ	2月17日(木)	午前9時～午前11時 会場：大倉ハイツ集会所
東ハイツ		
宜次	2月17日(木)	午前9時～午前11時
富盛	2月18日(金)	午前9時～午後3時

行政区名	受付日	受付時間
具志頭	2月7日(月)	午後2時～午後4時
新城	2月8日(火)	午後2時～午後4時
長毛	2月9日(水)	午後2時～午後4時 会場：長毛公民館
県営長毛団地		
仲座	2月10日(木)	午後2時～午後4時
与座	2月10日(木)	午後2時～午後4時
港川	2月14日(月)	午後2時～午後4時
玻名城	2月15日(火)	午後2時～午後4時
大頓	2月16日(水)	午後2時～午後4時 会場：大頓公民館
県営大頓団地		
安里	2月17日(木)	午後2時～午後4時
後原	2月18日(金)	午後2時～午後4時



※どこの公民館でも受付できますので、お住まいの地区で日程が合わない場合は、別の公民館にて申告して下さい。

※所得税の確定申告は公民館では受付致しません。

■お問い合わせ先：八重瀬町役場 税務課 ☎998-9593

スタートから  
はじめてください。

「はい」 →  
「いいえ」 ……

わたしは、町民税・県民税の申告をする必要があるのでしょうか？

スタート

平成23年1月1日現在、八重瀬町に住んでいましたか？

平成22年中に収入がありましたか？

お手数ですが、申告書に収入がなかった理由等(扶養されていた人・生活保護である等)をお書きのうえ提出してください。

八重瀬町への町・県民税申告は不要です。平成23年1月1日現在、お住まいの市町村で申告してください。

### 給与収入がある方

勤務先から給与支払報告書が提出されますので申告の必要はありません。ただし以下の方は申告が必要になります。

- ◇年末調整をしていない方
  - ◇給与以外に営業、不動産などの収入があった方
- ※勤務先から給与支払報告書が提出されない場合は、勤務先の担当者に給与支払報告書を八重瀬町に提出するよう依頼してください。

### 年金収入がある方 (遺族年金、障害年金除く)

日本年金機構などから年金支払報告書が提出されますので申告の必要はありません。ただし以下の方は申告が必要になります。

- ◇扶養や社会保険料などの控除される方
- ◇年金以外に営業、不動産などの収入があった方
- ◇年金以外に給与収入があった方で年末調整していない方

### 営業所得、不動産所得などの収入がある方

申告の必要があります。帳簿や領収書などをとに申告書に記入してください。  
必要経費については、必ず領収書等をご持参ください。

税務署の確定申告会場へ  
※申告会場は、「浦添市産業振興センター」結の街1です。

役場の町・県民税申告会場へ

申告会場は、  
2月21日～3月1日・3月7日～3月15日 ↓ 役場本庁(税務課)  
2月7日～2月18日 ↓ 各字公民館(詳しい日時は表を) 覧下さい。  
3月2日～3月4日 ↓ 東風平庁舎(詳しい日時は表を) 覧下さい。

### ※納期カレンダー

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	納税通知書発送
軽自動車税		全期											5月中旬
固定資産税	1期			2期					3期		4期		4月中旬
町・県民税(普通徴収)			1期	2期		3期				4期			6月中旬

※納期は、月の20日に引落としとなります。

### ★町県民税

- 納税は勤務先の給与から毎月差し引かれる「特別徴収」
- 町から送付された納税通知書により、金融機関等で納付する「普通徴収」・・・の2つの方法がある。
- 法人町民税は、均等割と法人税割があり、町内に事務所・事業所・寮などを持つ法人が対称です。

### ★固定資産税

- 1月1日現在、八重瀬町に土地・家屋・償却資産(事業用)を所有する、法人及び個人に課税されます。

### ★軽自動車税

- 4月1日現在、八重瀬町を主たる定置場所とする、軽自動車・二輪の小型自動車
- 小型特殊自動車・原動機付自転車を持っている方に課税されます。

### 口座振替が便利です。

上記「納期カレンダー」の町税について口座振替が出来ます。納税通知書・預(貯)金通帳、届出印を持参の上、町内の金融機関で申込みして下さい。町外の金融機関で申込みされる場合は問合わせ下さい。なお、町役場では、申込み出来ませんのでご注意下さい。

**安心**  
納期限事に現金を持って納付に行く必要がありません。

**簡単**  
納税通知書・通帳・届出印を用意すれば申込み出来ます。

**確実**  
自動的に口座から引き落とされるので納め忘れがありません。

### 町税は納期限までに納付を

納期限までに納付されない場合は、督促状が送付され、100円の督促手数料がかかります。又、延滞金が年14.6%(納期限の翌日より1月間は年4.3%(平成22年4月現在)の割合で加算され、負担が増える事になります。さらに、督促状の指定期日を過ぎても納付がない場合は、財産の調査や、差押処分を行うことがあります。納期限までに納付出来ない特別な事情がある方は、町役場税務課までご連絡下さい。

## ■収穫面積 40a (1,200坪) 以上の部

(春植)				基準収量 8t以上	基準糖度 13.1度		
順位	氏名	住所	品種	収量 10a(300坪)	ブックス	甘蔗糖度	甘蔗糖重量 10a(300坪)
1	金城 盛幸	八重瀬町字小城2番地	農林8号	9,296kg	19.5度	14.6%	1,357kg
2	神谷 邦彦	八重瀬町字志多伯169番地	農林21号	8,861kg	17.7度	13.2%	1,170kg

(夏植) 出品なし

(株出)				基準収量 10t以上	基準糖度 13.1度		
順位	氏名	住所	品種	収量 10a(300坪)	ブックス	甘蔗糖度	甘蔗糖重量 10a(300坪)
1	富田 篤	八重瀬町字富盛36番地	農林21号	10,360kg	19.6度	14.7%	1,523kg
2	該当者なし						

収穫面積 20a (600坪)以上 40a (1,200坪)未滿の部  
全作型において審査基準に満たさなかったため、該当者なし

### 八重瀬町 かんきび競争会

八重瀬町さとうきび競争会は、さとうきび作農家の生産意欲の高揚による生産振興を進めるため、生産技術及び経営改善の面で創意工夫により地域の模範となる農家を選定、表彰しています。今年度は、各字及び生産組合から推薦されたさとうきび12点が出品され、平成22年11月26日に収穫面積40以上の部と20a以上40a未滿の部に分けて審査し、10a(300坪)当たりの甘蔗糖重量の優秀農家3人を決定しました。

なお、作型別の1位は、平成23年1月13日に開催予定の南部地区さとうきび競争会に八重瀬町代表として推薦されます。



～1月10日は110番の日です～



美ら島を守るあなたの110番

☆☆☆ 事件・事故などの緊急事態に ☆☆☆



あなたの悩み シャープ解決 #9110

☆☆☆ 困りごとの相談や問い合わせなどは ☆☆☆

糸満警察署 ☎995-0110

## 港川・長毛・新城・後原 区民の皆様方へ

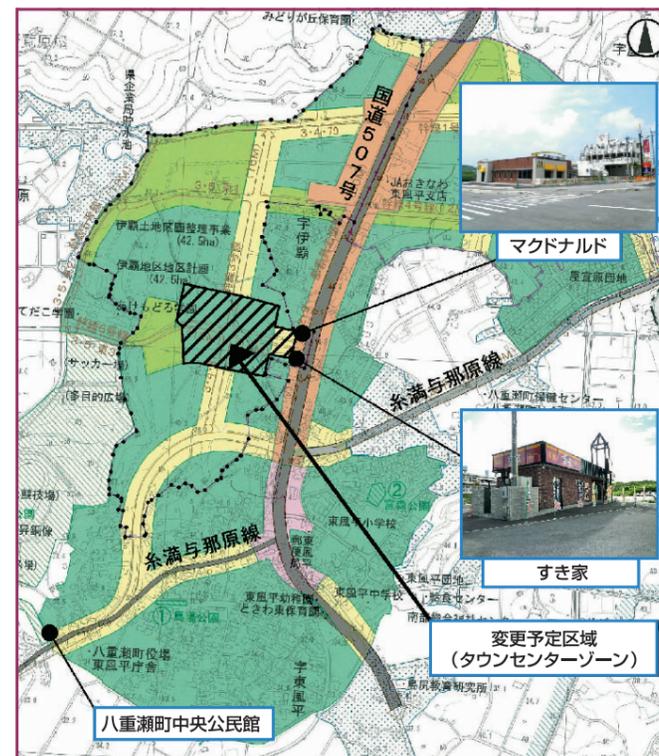
### 下水道課からのお知らせ

八重瀬町下水道課におきまして、集落における生活環境の向上と、海や川の水質保全に寄与する目的で漁業集落排水事業(字港川・長毛)と農業集落排水事業(字後原・新城)を進めてきました。処理施設及び管路施設が完成し、現在、下水道本管(公共ます)への接続が可能になりましたので、区民の皆様方へお知らせ致します。詳しくは下記の下水道課までお問い合わせください。

■お問い合わせ先：  
八重瀬町役場下水道課  
(東風平庁舎)  
TEL:998-1123  
FAX:998-0710



## 伊覇土地区画整理事業地内(タウンセンターゾーン)における用途地域及び地区計画変更に関する地権者全体説明会の開催について



八重瀬町の新たな中心市街地として商業業務施設及び公共施設等を誘導し魅力的な街づくりを行うため、伊覇土地区画整理事業地内(タウンセンターゾーン)の用途地域及び地区計画の変更を検討しています。この原案について関係地権者の皆様のご意見を反映させていただくため、左記の日程で説明会を開催いたします。多くの関係地権者の皆様ご参加いただきますよう、お知らせいたします。

■参加対象者…伊覇土地区画整理事業地内の全ての地権者  
■開催日時…平成23年1月26日(水)午後7時～午後9時まで  
■開催場所…八重瀬町中央公民館  
■変更予定区域…左記図面の斜線で囲まれた区域  
■問い合わせ先…八重瀬町役場 都市建設課  
(タウンセンター係) ☎九九八〇〇一四

## 取引や証明に使用している「はかり」は必ず定期検査を受けましょう

### 「はかり」の定期検査とは

検定等に合格した「はかり」でも使用していると精度のくわいが生じることがあります。そこで、取引や証明に使用する「はかり」については、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

### ◆指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査期日	検査場所
平成23年2月17日(木) 午前10時から午後3時まで	八重瀬町中央公民館
平成23年2月18日(金) 午前10時から午後3時まで	八重瀬町具志頭農村環境改善センター

※検査を受けない「はかり」を、取引や証明にしようすることは、計量法違反行為となり罰金に処せられます。

この検査に合格しますと、右図のようなシールを貼付けされます。

検査の対象になるはかりの例

検査の対象になるはかりの例	検査の対象にならないはかりの例
<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパー、商店などで商品の売買に使用するはかり</li> <li>病院、保健所、学校、幼稚園、保育所などで体重測定に使用する体重計</li> <li>薬局などで調剤に使用するはかり</li> <li>宅配便などで運賃の算出に使用するはかり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店、給食センターなどで調配合に使用するはかり</li> <li>公衆浴場等に備えつけられている体重計</li> <li>郵便物の料金の目安を調べるために使用するはかり</li> <li>工場などで原料の調配合や工程管理に使用するはかり</li> </ul>

※詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/hakaru/>

沖縄県計量検定所 ☎098-889-2775



## 介護タクシーでさあ出かけよう! ところをこめた移動介護サービス

- ★車椅子に乗ったまま乗り降り自由
- ★車椅子以外の方でもご利用OK
- ★どんな遠方でも、近隣でも送迎します
- ★お一人様でももちろん、付き添いの方同乗OK
- ★送り迎えだけでなく身の周りの世話も承ります

料金表			
初乗り運賃	480円	初乗り1.8キロメートルまで374m増すごとに60円加算	
乗降料	500円	玄関から乗車、下車から玄関及び受付	
サポート料	500円より	住宅や施設内部で行う身体的介助料	
ガイドサービス料	1,000円/1時間	観光地、デパート内等の車椅子介助	
貸切料	3,500円/1時間	3時間以上、30分単位切上げ。※料金はご相談に応じます。	

介護タクシー徳 代表者 神谷 照男

要予約!! お気軽に電話下さい! ケータイ 090-6777-5955

電話 098-998-0775

〒901-0413 沖縄県島尻郡八重瀬町字志多伯36-4